



Title	家計に見る女性の困難 ; 生活再生貸付利用者へのインタビュー調査から
Author(s)	鳥山, まどか
Citation	教育福祉研究, 18, 1-14
Issue Date	2012-12-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51123
Type	departmental bulletin paper
File Information	Toriyama.pdf



家計に見る女性の困難 —生活再生貸付利用者へのインタビュー調査から—

鳥 山 まどか

1. 本論文の目的

本論文は、金銭を得て使うこと、いわゆる「家計管理」をする際に女性が直面する困難について明らかにすることを目的としている。より具体的には、グリーンコープ生活再生貸付（生活再生貸付については後述）利用者へのインタビュー調査結果を用いて、以下について分析を行う。すなわち、家計上の問題—典型的には多重債務問題—が発生し、その問題に対応している最中、そして、その後の家計のたてなおしの時期に、女性たちがどのように行為したか、また、それが彼女たちにとってどのようなものとして経験されたかの分析である。特に、女性たちが家計を共にする他の家族、中でも夫との関係に注目しながら分析をすすめていく。

ここでの「女性」とは、女性一般というより、「妻」や「母」である女性である。彼女たちは、複数人からなる家族の中で一定の役割を担い、共に生活する他の家族員への何らかの責任を負いながらその役割を遂行し、生活している。家族内での金銭にまつわる役割には、大きく分けて、「金銭を得る」役割—稼いだり、給付や貸付の手続きを行ったりする—と「金銭を使う」役割—単に消費するだけではなく、やりくりし管理する—がある。家族の中にいる女性たちは、一般的に、「金銭を使う」ことに関わる役割や責任を負う立場にあることが多いと想定される。しかしながら、金銭を使うのは女性（妻）に限らず、他の家族員（夫や子）もそれぞれに金銭を使う。また、女性（妻）が金銭を得る役割を担うことも少なくないだろう。

家計研究の分野では、家族内での金銭の得方と

使い方のパターン、すなわち、家族内の貨幣配分パターンに注目した研究の重要性が意識され（御船 1992）、夫妻間の貨幣配分パターンに関する実証研究も行われている（家計経済研究所編 1990、木村 2000 等）。そうした研究から明らかになってきたのは、①夫妻間の貨幣配分パターンにはいくつか種類があり、それは個別の夫妻間の関係性だけではなく、規範や制度にも影響されること、②貨幣をどこにどう使うかには、日々の「やりくり」のレベルと、「コントロール（決定権：大きな買い物や予算の決定、資産に関わること）」のレベルがあり、「やりくり役割は妻だが、決定権を持つのは夫」といった配分もあり得ること、③したがって、いわゆる「財布のひもを握る妻」のすべてが家計に関する決定権をすべて持っているとは限らないこと等である。

貨幣配分にまつわる女性たちの困難については、離別女性の経験について部分的に示されているものの（Pahl 1980、木村 1999）、多くは、家計と生活が「成り立っている」関係についての分析が中心である。これに対し、宮坂（2008）は、夫妻の貨幣配分パターンの研究をベースにしながら、多重債務に直面し、「成り立たなくなった」家計の分析を試みている。多重債務を経験した人々へのインタビューを通じ、①借金をした女性たちの多くが、生活費の補てんをきっかけにしていること、②夫の借金返済に、しばしば妻が大きな役割を果たしていること（就労によって収入を増加させる、貯金を取り崩したり親族に援助を求めたりして返済する等）、③妻が借金した場合も夫が借金した場合も、そのことについて配偶者に話さないまま借金の金額や件数が増加していること、

④女性は家計管理（やりくり）の延長線上に債務管理を引き受けることが少なくないことを明らかにしている。また、債務整理を経験した人たちへのアンケート調査から、債務整理後に生活が落ち着いたという人たちがいる一方で、さまざまな生活上の不安を抱えている人もいることが示されている。

宮坂(2008)の一連の調査研究は、インタビュー調査にもとづいた貨幣配分パターンと債務の増加過程の関係の分析については、女性の抱える困難が鮮明である一方、債務整理後の生活については、アンケートという手法の限界もあるだろうが、「女性」が抱える困難や不安についてはあまり強調されていない。しかし、債務の増加過程において対応や意識が男女で異なり、女性特有の困難が見られたのと同様に、家計のたてなおしにおいても「女であるがゆえ」の困難があることが予測される。この点について明らかにすることは、家計上の困難を抱える家族や個人への支援や介入のあり方を議論する前提としても重要である。

2. 研究方法

本論文で使用するデータは、グリーンコープ生活再生相談室が2011年度に実施した、「生活再生貸付利用者の生活再生支援（家計管理指導等）に関する第2次調査事業」における、生活再生利用者へのインタビュー調査をまとめた「生活史」全70事例である²⁾。「生活再生貸付」は、グリーンコープ（以下、GC）生活協同組合が実施している事業であり³⁾、多重債務をはじめとした家計上の困難に陥っている世帯や個人に対して小口の資金貸付を行っている。貸付から償還の期間にわたり、家計指導を中心とする相談支援を合わせて行っているところにこの事業の特徴がある。

分析の対象とする70事例について、借受人と連帯保証人との関係を男女別に示したのが表1である。借主の性別でみると、女性借主が男性借主を上回っていることが注目される。さらに、男性借主の大部分が配偶者を連帯保証人としており、一方、女性借主は配偶者以外の者を連帯保証人とする

貸付が多くなっているという違いが見られる。

ところで、貸付において連帯保証人をたてるのは、一般的に、債務保証のためである。したがって、連帯保証人には一定の返済能力（所得など）があることが求められ、また、借主とは家計を別にする（別世帯の）者であることが必要とされることが多い⁴⁾。債務保証のために連帯保証人をたてるとするならば、表1のように多くの借主が家計を共にする配偶者を連帯保証人としているのは奇異に感じられるかもしれない。しかしながら、連帯保証人をたてるのは債務保証のためではないというところが、GCの生活再生貸付の特徴的な点である。この貸付においては、連帯保証人の第一の候補として、借主と家計を共にする世帯員一特に借主の配偶者一が位置づけられている。すなわち、連帯保証人には、債務保証能力よりも、生活と家計を共にする借主と一緒に債務や家計の問題に取りくむ姿勢が期待されているのである。

このように、借主の配偶者を連帯保証人に据えることを基本とした貸付であることを踏まえて改めて表1を見ると、女性借主が配偶者以外の者を連帯保証人としている場合が多いことの意味を考える必要があることが分かる。

そこで、本論文では、回答者の性別に事例の分析を行う。70事例のうち、女性回答者は51事例（72.9%）、男性回答者は14事例（20.0%）であった。また、夫妻でインタビューに応じた事例が5事例（7.1%）あった。男女別の回答者数と表1の男女別借主の数が一致しないが、これは、男性借

表1 全70事例の借主と連帯保証人との関係
(事例数)

	連帯保証人	
	配偶者	配偶者以外の者 ^{*1}
男性借主 29 100.0%	25 86.2%	4 13.8%
女性借主 41 100.0%	16 39.0%	25 61.0%

※1 連帯保証人が配偶者以外の者で構成されている事例を指す。

なお、保証人「なし」が、男性借主、女性借主それぞれ1事例ずつ含まれる。

主の保証人である妻が回答した事例(10事例)や、その逆の事例(2事例)があるためである。

3. 分析と考察

(1) 家計についての認識にもとづく類型化

宮坂のインタビュー調査において「ほぼ共通して指摘できることは、夫妻の関係性のよしあしにかかわらず、債務増加過程で、その状況について話し合いが全く行われていないということであった。夫も妻も孤立した状態で借金返済に奔走し、家族は、家計が破綻してはじめて配偶者の債務に気づくということであった」(宮坂 2008: 196)。家計を共にする者たちの意思疎通が図られていないことが、家計の問題をより複雑にし、解決を困難にする。そうした事実を踏まえながら、GCの生活再生支援においては、主たる相談者だけではなく、その人と家計を共にする人たちが一緒に家計の問題に対応することを基本としている。その意識づけのためにも、貸付においては借主と同一世帯の者を連帯保証人としているのである。

それでは、生活再生貸付利用者は現在、どの程度夫妻で協力して家計上の対応をしているのだろうか。本論文で分析の対象とする70事例のほとんどが、現在ないしは過去に配偶者と家計を共にしており、家計上の困難(多重債務等の債務問題)に陥った経験を持つ。そこで以下からは、家計上の問題や借金の状況について、配偶者間で認識が

共有されていたか否かに着目して事例を分類し、分析をすすめていく⁵⁾。インタビュー時点(現在)を基準として、配偶者間の家計の認識状況にもとづき、図1のような類型化を行う。

「家計認識共有型(I)」は、現時点において、配偶者間で家計についての認識が共有されている事例である。これはさらに「家計認識共有継続型(Ia)」と「家計認識共有変化型(Ib)」に分けられる。共有継続型(Ia)は、多重債務をはじめとする家計上の問題や困難を抱えた時期も含め、これまでおおむね一貫して夫妻の間で家計の状況についてお互いに認識してきた事例である。これに対して共有変化型(Ib)は、夫妻の間の一方が家計や借金の状況について把握していなかった(察していた場合はある)のが、ある出来事を境に状況を把握し、その後、認識を共有していった事例である。「家計認識非共有型(II)」に分類されるのは、生活再生貸付を利用した後の現在においても、夫妻の間で家計についての認識が共有されていない事例である。「家計関係解消型(III)」は、家計を共にしていた配偶者との離婚等によって、家計関係が解消され、新たな家計を築いている段階にある事例である。また、70事例中4事例が、配偶者との死別や未婚といった理由で、家計関係を共にする配偶者がいない状況にあった。これらの事例は「その他型(IV)」としておく。

図1に従って70事例を分類したのが表2である。宮坂の分析と異なり、配偶者間で家計状況に

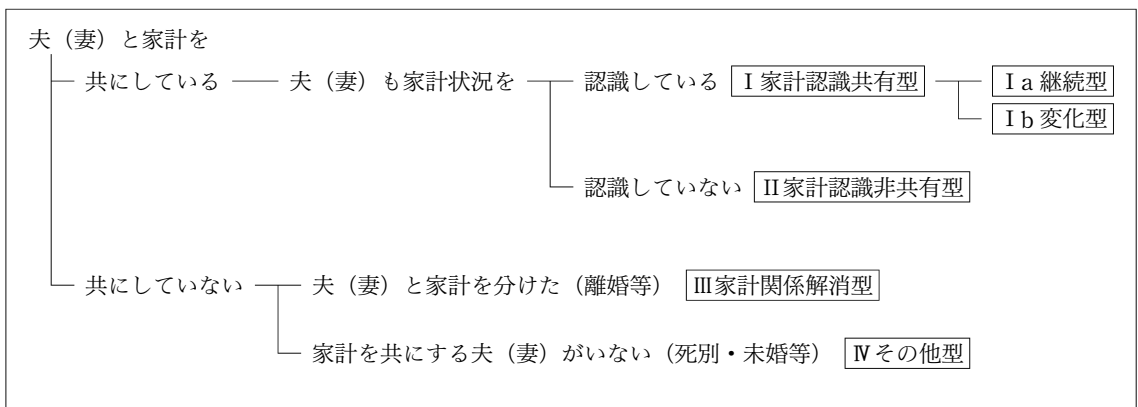


図1 夫妻間の家計認識の共有状況にもとづく類型

表2 回答者の性別による全70事例の分類

	I 共有		II 非共有	III 解消	IV その他
	a 継続	b 変化			
女性回答者 (51 事例)	27.5% (14 事例)	9.8% (5 事例)	19.6% (10 事例)	37.3% (19 事例)	5.9% (3 事例)
男性回答者 (14 事例)	35.7% (5 事例)	21.4% (3 事例)	7.1% (1 事例)	28.6% (4 事例)	7.1% (1 事例)
夫妻で回答 (5 事例)	60.0% (3 事例)	40.0% (2 事例)	0.0% (該当なし)	0.0% (該当なし)	0.0% (該当なし)

ついて認識を共有していながらも、多重債務等の困難に陥り、生活再生貸付の利用に至った「家計認識共有継続型（I a）」が22事例と多い。たとえば夫妻がお互いに家計の状況を認識していたとしても、多重債務等の問題を抱えてしまうことが少なからずあると推察できることは注目に値するが、これらの事例についての詳細な分析は他に譲ることとしたい。以下、本論文では、家計についての認識が共有されていなかった時期のある「家計認識共有変化型（I b）」、現在も共有されていない「家計認識非共有型（II）」、そして家計関係を解消した「家計関係解消型（III）」の事例を中心に分析をすすめるものとする。

（2）家計上の問題（債務問題）への対応

表3を見てわかるように、家計認識共有型では、継続型（I a）、変化型（I b）いずれにおいても、夫妻のどちらかが借主、他方が連帯保証人となり、夫妻で一緒に生活再生貸付を利用している。それに対し、家計認識非共有型（II）では、夫妻で借入を行っている事例は半数程度となる。II型では、夫妻で借入を行っているにも関わらず、家計に関する認識が共有されているとは言えない事例があることには注意を払う必要がある（女性回答者4

事例、男性回答者1事例）。家計関係解消型（III）になると、（元）配偶者と一緒に借入を行っている事例は男女とも少数派である。

さて、家計がまわらなくなり、他から借りざるを得ず、さらにその返済に追われるようになるといった家計上の問題に対し、女性たちはどのように対応しているのだろうか。また、その時の夫の対応はどうなっているのか。問題のきっかけとなる借金をしたのが妻である場合もあれば、夫である場合もあり、また、夫妻どちらもという場合もある。本調査の回答者には男女双方が含まれるが、妻と夫のいずれが回答したかに関わらず、妻である女性の側から見たときの家計への対応における夫との関係は、次のように分類できよう。①「夫と一緒に」：夫と一緒に家計の問題に対応する。これは、結局のところ「家族ぐるみで借金する」ということでもある。②「夫から明かされて」：ある時点で、家計や借金の実情を夫から明かされる。夫が妻に説明し、協力を求めるという場合もあれば、督促状などから「妻にばれる」という形で明らかになる場合もある。③「夫に明かして」：ある時点で、妻が夫に家計や借金の実情を夫に明かす。やはり、妻から夫に説明してという場合も

表3 回答者と連帯保証人の関係

(事例数)

分類 連帯保証人	女性					男性					夫妻	
	I		II	III	IV	I		II	III	IV	I	
	I a	I b				I a	I b				I a	I b
配偶者	14	5	4	3	0	6	2	1	1	0	3	2
配偶者以外 ^{*1}	0	0	6	16	3	0	0	0	3	1	0	0

※1 連帯保証人が回答者の配偶者以外の者のみで構成されている事例を指す。

あれば、「夫にばれる」という形で明らかになる場合もある。④「夫から明かされないまま」：家計上の問題や借金の内実について夫から明かされないまま、夫がひとりで問題に対応し続ける（だが妻が全く知らずにいるとは限らない）。⑤「夫に明かされないまま」：夫に明かされないまま、妻がひとりで借金の問題に対応し続ける（やはり夫が全く知らずにいるとは限らない）。⑥「夫と別れて」：夫と家計関係を解消して、それぞれが新たな家計をつくっていく。典型的な例としては、夫と離婚する場合があげられる。

この分類は、ある一時点を切り取った大まかなものでしかないことに留意する必要がある。実際は、④から②、⑤から③へと夫との関係や対応が変化したり、反対に②や③が⑥に結びつくこともある。さらに言えば、家計の状態について他方の配偶者に明らかになった時点と(②や③)、関係を

解消する時点(⑥)の前後が明確ではないような事例もある。こうした限界を踏まえながらも、70事例を①～⑥(および⑦「その他」)に沿って再分類したのが表4である。

以下では、夫が家計の状況について明かさないことが女性にどのような困難や不安をもたらすか(②、④)、女性たちが夫に家計の状況について明らかにできない理由とその時の家計上の困難(③、⑤)、女性たちが夫と家計関係を解消して自分の家計を築く際の家計上の困難(⑥)の3点について、考察をすすめる。

(3) 家計に関与できない女性の不安

ここで分析するのは、家計上の問題や借金について「②夫から明かされて」対応するようになった事例と、現在も「④夫から明かされないまま」の事例である。夫が妻に家計の問題について明かさない(明かせない)理由としては、夫が稼得責

表4 家計問題への対応における夫との関係

対応の仕方	債務の原因(主なもの)*1	事例数	内訳	
①夫と一緒に	自営業経営悪化、夫失業、夫転職、収入減、夫入院、親族事業の連帯保証人、妻就労に伴う支出、妻浪費、親族支援、子ども教育費、住宅ローン、ネットワークビジネス、マルチ商法	22 事例	I a	女性 14 事例
				男性 5 事例
				夫妻 3 事例
②夫から明かされて	自営経営悪化、夫転職	5 事例*2	I b	女性 1 事例
				男性 2 事例
				夫妻 2 事例
③夫に明かして	生活費不足、夫疾患、妻浪費、夫連帯保証人、親族支援、子ども教育費、妻詐欺被害	7 事例*2	I b	女性 5 事例
			II	男性 1 事例
④夫から明かされないまま	夫友人事業の連帯保証人	1 事例	II	男性 1 事例
⑤夫に明かさないまま	生活費不足、夫疾患、子ども疾患、子ども教育費、交通事故	9 事例	II	女性 9 事例
⑥夫と別れて	自営業経営悪化、夫失業、生活費不足、妻連帯保証人、転居、子ども教育費、親族借金、夫が生活費を入れない、夫ギャンブル、妻ギャンブル、夫妻で浪費、DV 避難	23 事例	III	女性 19 事例
				男性 4 事例
⑦その他	生活費不足、本人ギャンブル、子ども教育費、自動車購入	4 事例	IV	女性 3 事例
				男性 1 事例

※1 生活再生貸付の利用前から借金をしている事例が大半だが、これまで家計上大きな困難はなく、必要な資金を借り入れるために生活再生貸付を利用した事例がわずかが含まれる(たとえば、⑦に分類した自動車購入費用借入れ(事例21・IV女性))。

※2 結婚前からの双方の借金について、結婚後にお互いに明らかになった事例(事例11・I b女性)を「②夫から明かされて」と「③夫に明かして」の両方にカウントしているため、事例数の合計は71となっている。

任を自らのものとして背負い過ぎていたり、借金のきっかけがギャンブルなど自身にあったりするためであることを宮坂(2008)も指摘していたが、本調査でも同様の傾向が見られる。生活費の不足や借金の問題について、妻にわからないように苦慮する夫もいた。単身赴任をしている夫から定期的に生活費が振り込まれているような場合には、妻は夫の苦境や悩みに長年気付かないままかもしれない⁹⁾。しかし、生活と家計を共にしていれば、妻が状況に全く気付かずにいるとは考え難い。

「(自分が転職を繰り返していたため)生活が苦しくて、家にお金を入れられないこともありました。その時は、嫁は貯蓄を崩していたと思います」。「(妻に)借金の詳しい金額は言わなかったけど、破たん(自己破産)する頃は結構話していたから、嫁も大体はわかっていたかな」。「私は借金の額を(妻に)教えないけど、嫁も今いくら貯金があると言わなくてね。お金があったら私が使うからですかね」(事例 65・I b 男性)

「(借入先から夫に届いた)手紙を開けようとすると(夫が)『見るな』と怒るんですよ。だから開けなかった」。「借金がどんなことになっているのかもわからないままだから、雲をつかむような不安を抱えていました。(夫に借金のことを)聞いても怒るんですよ。けんかになるから」。「ずっと不安を抱えていた。一番きつかった」。「もう離婚しようと思っていました」(事例 12・I b 夫妻、妻の回答)

夫が借金で四苦八苦し、家計が破たんしつつあることに気付きつつも、しかしそこに直接関与できないまま、女性たちは日々のやりくりを行わなくてはならない。それは大きな不安を伴うものであり、夫妻関係にも悪影響を及ぼし得る。貸金業者からの督促や、生活再生相談室への相談をきっかけに、夫が借金の内実を妻に明かすという選択をし、「今まで全部自分で処理していたけど、いく

らあったら家計が足りるとかお互いに分かった」(事例 65)というように、夫妻で共に家計問題に取り組む体制をとれるようになったことが、問題解決への大きな一歩となっている。こうした事例においては、借金の問題を夫がひとりで抱え込んでいた当時よりも、現在の方が夫妻関係も良好になっているとの話も多く聞かれた。

(4) 家計(やりくり)責任を負う女性の困難とリスク

稼ぎ手である者(主に夫)が借金の問題を抱え込む(②や④)のと、稼ぎ手ではない者(稼ぎ手としては補助的な位置にある場合も含む。主に妻)が借金を抱え込む(③や⑤)のとは、抱え込んだ者の困難の内実は異なるものであることが推察される。前節では夫が問題を抱え込んでいた事例を見たが、ここでは、当初は妻自身が問題を抱え込み、後に「③夫に明かして」対応した事例と、現在もなお「⑤夫に明かさないまま」でいる事例について見ていく。

1) 家計管理に関する責任感と夫への遠慮

次に示すのは、結婚後に夫の給与が下がり、生活費として使える金額も減少する中で、従来通りの「妻としての役目」を果たそうとし、それが借金の原因となっていた事例である。

「(当時は)泣きそうなくらい、おかずが買えなかった。野菜は実家から分けてもらえるから良いが、特に肉とか、高いものが買えなかった。(夫に)『お金がないからおかずがない』とは言えず、品数を揃えないといけないと思い、無理しておかずをつくっていた」。「生活費が毎月6～7万円不足し、おむつを買うにも困るようになった。結婚当初にあった貯蓄もどんどん取り崩し、無くなってしまった」。「夫に話しても『仕事をして帰ってきた時にお金の話をすると気が滅入る』と言われ、機嫌が悪くなるので相談できなかった」(事例 47・I b 女性)

この女性は、誰にも相談できない中で「手の皮がむける、裂けて汁が出る、指の関節の皮が厚く

なって指が曲がらなくなる」といった身体症状があらわれるほどに追いつめられていた。生活再生相談室に相談するも、夫にも、自分の親にも借金について明かしたくないという強い思いがあり、解決策を見出すことは困難な状況にあった。その後、明細を目にした夫が借金の存在を知ることとなる。「夫にはかなり怒られた」が、改めて生活再生相談室を訪れ、夫が連帯保証人となる形で貸付を利用することができた。そして、「今は、夫になんでも相談できるように」なり、「お金が足りないときには『今月小遣いを下げてくれない？』と言って減らしてもらっている。『お金がないから、今日のおかずはこれだけね』と家庭の状況を素直に出せるようになった」というように、夫と家計について話ができる関係になったことで、状況が好転している。

2) 家計役割に関する夫への不満

ここまで、「(家計に関する) 認識の共有」という表現を用いてきたが、家計について「認識」していることと、家計(管理)に「関与」することとは異なる。現在は妻と家計に関する認識を共有していると判断される男性回答者の中にも、「(現在) 家計管理をしているのは妻」であると話している者が見られた(事例7・Ib男性、事例65・Ib男性)。こうした「認識はしているが関与しない」夫に対し、女性たちは一定の不満も表明している。たとえば、これまで一貫して家計認識は共有してきた事例においても、夫は「(GCへの返済が始まって1年後くらいから) やっと生活が苦しいことや子どもの世話が大変なことがわかってきたよう」であり、「(家計管理や育児に対して夫が) 協力的になってきた」。しかし、今後の子どもの教育費のことなども考えて収入を増やすべく正社員への道を模索していることについては、夫は妻に「家と仕事とどっちが大事だ」と言っており、それが妻の夫に対する不満として語られている事例があった(事例29・Ia女性)。

家計管理は「骨の折れる仕事」である。そこに債務管理も含まれればなおさらである。夫たちの中には、こうした骨の折れる日々の仕事から手を

引いてしまっている者もいた。こうした場合、結果として、夫妻間での家計に関する「認識の共有」もなされなくなる。そうした夫に対しては、妻の不満はさらに大きなものとなる。

「(夫は) 自分には責任がないという態度があらわれており」、「(妻である自分の) 管理の仕方が悪いから(問題が起こったと夫は考えている)」(事例23・II女性)

「夫も協力して、何カ月かは夫が家計簿をつけていたのですが、足りなくなると夫は(家計簿を) つけたくなくなり、ノートタッチになりました。赤字なんで、もう見たくないと思ったらしいです」(事例37・II女性)

「家計について関心がないのか、家に貯蓄があるのかも(夫は) わからない。全部(自分が) ひとりでやっている」。「(夫は) 相談相手にならない」(事例61・II女性)

上記の事例23と事例61は、「夫妻関係はむしろ悪化している」と妻である女性たちは話している。また、事例37は、生活再生貸付の利用によって以前のような「何が何だかわからない。その場をしのげればいい。何がどうなるかもわからない」という状態は脱したもの、リボルビング払いによる物品の購入が現在も継続しており、夫の協力が不在中で、妻がひとりで家計管理・債務管理をしていくことには限界があることが推察される。

3) 家計についてなぜ夫に明かさない／明かせないのか

家計と借金について、夫や他の家族と協力関係を築くことが、問題解決の大きな一歩となることはすでに繰り返し述べてきたとおりである。そして、このインタビューにおいても、「共同して家計に関与する」までには至らなくとも、家計状況についてお互いに認識しながら、家計のたてなおしを図っている世帯(I家計認識共有型)が多いことが確認された。これは、生活再生相談室の相談

員たちが、「夫妻(家族)で家計の問題に取りくむ」形をつくることを意識的に行っている成果でもあろう。

だが一方で、生活再生貸付利用後の現在も、家計に関する認識が夫妻間で共有されていない事例(Ⅱ家計認識非共有型)が、特に女性回答者に多く見られた。夫と認識を共有した方が問題の解決はスムーズであろうという中で、なぜ彼女たちは夫と家計に関する認識を共有していない／共有できていないのだろうか。これには大きく三つの理由が考えられる。第一と第二の理由は、すでに示した「1) 家計管理に関する責任感と夫への遠慮」、「2) 家計役割に関する夫への不満」と重なるものである。すなわち、第一に、夫に遠慮があって、あるいは夫に配慮をして家計について現在も夫に話さないという女性たちがいる。

「夫は困窮していた時のことがトラウマになっており、家計の話は避けています」(事例 46・Ⅱ女性)

しかしながら、「(GC の)返済が終わったら、少し話をしてみます」(事例 46)というように、夫への遠慮や配慮から夫に話していない女性たちは、折をみて、夫に家計の話をしていきたいと考えている。家計について夫に明かさない第二の理由は、妻は夫の認識(関与)を求めているにも関わらず、夫の方が「骨の折れる」家計管理という仕事から手を引いてしまっていることがあげられる。これら第一、第二の理由はいずれも、妻の側は夫に家計について明らかにしていきたい、夫に家計について認識してほしいという意向を持っている。

これに対して、第三の理由は、妻の方が夫に家計の現状について明かすことにむしろ消極的であるというものである。すなわち、家計の現状を夫に明かすことが、かえって彼女たちの現状を悪化させる恐れがある場合である。「家計のやりくりは妻の役割であり、責任である」と考える男性たちが、家計が破たんしている状態を知った時、彼らは妻を責め(先に例示した事例 47 は、借金の明細

を見た「夫にはかなり怒られた」とのことだった)、時には「妻を殴る」という直接的な暴力も発生している(事例 64・Ⅱ女性、事例 3・Ⅲ男性⁷⁾)。この点について次に見ていく。

4) 家計について夫に明かすことにともなう「リスク」

骨の折れる家計と借金のやりくりから手を引く夫がいる一方で、これまで妻に任せきりであった家計管理を全面的に引き受けるようになった夫もいる(事例 62・Ⅰb 男性、事例 64・Ⅱ女性)。「やりくりが苦手な妻から、それが得意な夫へ」と役割を担う人間を変更するということであれば、それはその夫妻にとって「合理的な判断」だとも言えるかもしれない。しかし、金銭(貨幣)は夫妻間のパワーと関係性を左右する重大な資源である。そのすべてが夫のコントロール下におかれた状態になるとすれば、それが妻にとって好ましいものとなるとは限らない。ここでは、障害のある息子の度重なる入院による医療費、そして「障害者の物は高い」が「(息子に) 不便がないようにと思って買ってあげたい」と買い与えてきたことで「家計のやりくりが大変」になり、借金をしていった事例を取り上げたい。

「(借金の金額は) 300 万円くらいにはなったと思います。主人の名義だったんです」。「(督促の電話や手紙から借金を知った) 夫は、『おまえは詐欺師だ』言い、怒って警察に連れられて行かれたこともあるんです。暴力もふるわれました」(事例 64・Ⅱ女性)

借金が明らかになった時に、彼女は夫から責められるだけではなく、身体的な暴力もふるわれている。この借金については自己破産をしたが、それ以降、夫から「1 日に 1000 円」を生活費として渡される生活となった。

「1 日に 1000 円じゃ何も買えませんもんね。私のパート給与 5 万円と、主人からの 1 日 1000 円の生活はやはりきつかったです」(事例 64・Ⅱ

女性)

これは、妻の生活そのものが夫のコントロール下にあることを意味する。それでも彼女自身のパート収入があったおかげで、自分で「やりくり」する余地は残されていた。しかし、夫名義の借金は自己破産したものの、別に娘名義の借金を残していた。「パート給与5万円と、主人からの1日1000円」の中で、再び借りては返す生活となり、娘名義の借金は総額で200万円、月々の返済額は8万円程に膨れ上がっていった。この借金について相談するために、生活再生相談室を訪れている。

「(今度は)絶対、主人には分からないようにしようと思った」。「(生活再生相談室では)夫に収入があったのに、なぜ借金がたくさんあったのかについて、(自分でも)はじめはよく説明できなかったですね」。「(相談時に作成する)家計表は、主人が管理している項目が多かった。だから、自分の分かるところだけ書いて出した記憶がある」(事例64・Ⅱ女性)

過去に借金の存在が明らかになった時に、夫から責められ、暴力を振るわれ、金銭もコントロールされる生活となった経験から、「夫にはわからないようにしたい」という思いは切実なものであっただろう。GCへの返済は自身のパート収入の中からすべて支払い、夫に明かさないまま返済を終えている。現在も、自身の年金6万5千円から2万円を夫に生活費として渡しているため、彼女の「自由になるお金」は2カ月で4万5千円しかなく、「お金に困っているなら僕の年金を使ってもいいよ」と言ってくれる息子の障害年金を借りることもある。

「(夫に)今も縛られている」。「主人は家計簿をパソコンでつけている。私は苦手なので従わなければならない」(事例64・Ⅱ女性)

夫の側から見れば、おそらく、「無駄遣いする妻

から家計管理を引き受けた、家族にとって合理的な判断」なのだろうが、それは妻にとっては全く合理的なものではない。こうした例は、後にみる「⑥夫と別れて」問題に対応した女性たちにはより顕著にあらわれる。

このように「家計について夫と認識を共有すること」がむしろ事態を悪化させる、すなわち、自身の安全や生存をも左右するような、大きな「リスク」として女性たちに映る場合でも、家計上の問題を抱えた妻たちが実際に打てる手立ては非常に限られている。多くは、夫の名義で(も)借金をしている(夫名義のカードでの買い物や借入など)ため、債務整理をするにも夫に話さなくてはならないし、債務整理をした後、子どもの教育費などの借入をしたいと思っても、多くの制度が、世帯主である夫の名前で手続きすることを求めるだろう。妻である女性が「妻として」一夫と一緒に一利用できる制度はあっても、「自分ひとりで」一夫とは関係なく一利用できる制度はほとんどないのが日本の現状である。こうした中で、夫の了解を得られない女性でも利用する道が残されているGCの生活再生貸付の意義は大きい。しかし、夫に事情を明かさないまま女性たちが家計の問題に対応していくことは、すでに示した通り、夫と一緒に問題に対応するよりも大きな困難が伴う。連帯保証人となる形をとりながら彼女たちを支える身近な存在(親やきょうだい、子など)も必要であるし、同時に、相談員による細やかで継続的な相談支援も必須となろう。

(5) 女性が新たな家計を築く際に遭遇する困難

最後に「⑥夫と別れて」家計の問題に対応した事例について見ていきたい。ここに分類される23事例のほとんどが、夫と家計を共にしていた時期から借金の問題を抱えていた。さらには、婚姻時に自己破産等の債務整理を経験している女性(5事例)や、家計関係を解消した後も婚姻時の債務を返済している女性(4事例)も見られた。

1) 「関係の解消」という解決方法

女性たちの多くは、(元)夫と生活を共にしていた時期に、夫ないしは自身の借金の問題に加えて、

次のような問題も経験していた。具体的にあげると、夫からの身体的な暴力や言葉による暴力の被害（3事例）、夫のギャンブルや浪費の問題（2事例）、本人（妻）のギャンブルや浪費の問題（2事例）、夫のアルコールの問題（1事例）、親族の借金の問題（3事例）である。これらが、借金の原因であるのか結果であるのかを見定めることは難しいが、こうした問題を抱えていることで、家計管理がより困難なものになっていた点は共通している。また、家計上の問題と直接関係しているわけではないが、子どもの障害や疾病、不登校といった子どもに関する問題を抱えていた事例も4事例あった。多くの女性たちが、こうした多岐にわたる問題や困難に長期間対応してきた経験を持つ。

ところで、先の「⑤夫に明かさないまま」対応した事例の中で、夫に家計のすべてをコントロールされることが女性の生存を脅かし得ることについて言及したが、「⑥夫と別れて」に分類した女性たちにはこの問題はより顕著である。たとえば、（元）夫から借金を強要された事例が1事例、「夫が生活費を入れてくれない」事例が2事例あった。これらの事例は夫からの「金銭的な暴力」の被害にあっていたと言い換えることもできるだろう。こうした金銭的な暴力も含めると、夫からの暴力を受けていたことが生活史から読み取れる事例は5事例に上る（うち1事例は金銭的な暴力と他の暴力が重複していた）。

家計上の問題が発生した時、「③夫に明かして」、「①夫と一緒に」解決にあたることはひとつの有効な方法ではあるが、「⑥夫と別れて」という方法が問題解決のためにとられることもある。次に示す事例（事例10・Ⅲ女性）は、夫が借金を繰り返していたことが原因で離婚をしている。夫の借金の原因や金銭の使い道は最後まで妻である回答者には不明であった。返済に困ると夫は妻に「借りてくれ」、「払ってくれ」と言い、こうした夫名義及び本人名義の借金を彼女は離婚後も返済し続けていた。さらに、離婚後の生活費の不足を補うために新たな借金もしていた。生活再生相談室へは、職業訓練支度金を申請した際のつなぎの生活費

と、子どもの高校進学費用の相談のために訪れている。

「（生活再生相談室で相談して）はじめて自分の家がこんなに貧乏だと気付いた。離婚前も離婚後もずっとお金に苦勞していて、それが当たり前になっていた」（事例10・Ⅲ女性）

その後、本人の疾患もあり仕事ができず、生活保護を受給するようになったが、「以前はお金がなくて生活費に使えなかったが、今は使えるようになった」という。このように、一定の収入がある（と予測される）夫と生活を共にしていても、夫が借金やその他の理由から妻に必要な生活費を渡さない場合がある。家計に関する決定権の大部分を夫がもつ一方で、骨の折れるやりくりは妻に任せられるといった事態が発生するのは、夫妻間のパワーが不均衡であることと無関係ではない。こうした女性の困難は、夫と家計を共にしている間は家族の中に隠され、表面化しにくい（Pahl 1980）。「家計に関する相談や支援」と聞くと、家計管理に関する指導（家計簿のつけ方や予算のたて方、支出の見なおし等）が連想されがちだが、家計管理の知識や能力以前に、そもそも必要な金銭が確保されていないまま、やりくりを余儀なくされている女性は少なくない。そのような女性にとっては、「普通に金銭を使えること」自体が家計上の大きな改善である。「関係の解消」によって世帯収入それ自体は以前より低下したとしても、家計に関する決定権を持つことができるようになれば、ここで示した事例10のように、女性たちには「生活は以前より安定・向上した」と感じられる（Pahl 1980）。

「暴力」が発生している場合は特にそうだが、離婚等による「（家計）関係の解消」による解決方法を積極的にとることも必要になる。事例70（Ⅲ女性）は、夫の暴力から避難するために、仕事を一時的に休職して、すでに独立していた子の家に身を寄せていた。通帳や実印を持ちだすこともできなかったため、新たに家を探すこともままならずにいた。こうした中、法テラスで生活再生相談室

を紹介され、(実印や通帳も持たずに家を出ていたため)仮契約の形で80万円をつなぎ資金として借りることとなった。

「この80万円がなかったら、全く違った生き方になっていたと思う。仕事も辞めなくてはいけなくなっていたかもしれないし、ひょっとしたら夫のいる家に戻るようになってしまったかもしれない」(事例70・Ⅲ女性)

それまでの家計関係を解消するということは、そこから新たな(自らの)家計を築いていかなくはならないことを意味する。裏を返せば、自らの家計を築く目処が立たなければ、女性たちが「関係の解消」という解決策をとることは難しいということでもある。

2) 家計を維持していくことの難しさ

「自らの家計を新たに築く」というハードルを越えたとしても、次にはその家計を維持していくにあたってのハードルが複数あらわれる。年齢や健康状態、家計を共にする家族の状況によってハードルの高さや発生の頻度はさまざまであろうが、本調査においては特に以下の2種類の「ハードル」に言及されることが多かった。そのひとつは子どもの教育費であり、もうひとつが自身の今後の生活(収入の見通し)である。

教育費に関しては、夫妻で家計を共にしている世帯も含め、子どものいる世帯では必ず出てくる話題であった。子どもの教育費が多重債務の一因となっている世帯や、教育費用の相談で生活再生相談室を訪れている世帯も少なくない。回答者世帯の多くに債務整理の経験があるが、債務整理によって家計のマイナスがゼロに近づいても、子どもの教育費用など大きな支出に耐えられるほどプラスの家計にしていけるのは簡単なことではない。そうであっても、子どもの進学をはじめとするライフイベントは他の世帯と同様に発生する。稼ぎ手に限りがあるひとり親世帯では、家計上の困難はより大きなものとなることは想像に難くない。男性に比して安定的な仕事に就くことが難しい女

性が世帯主である母子世帯においては、困難はさらに大きなものとなるであろう。

ところで、こうした高額な教育費負担を軽減するために、日本学生支援機構奨学金や生活福祉資金、母子寡婦福祉資金等が存在する。しかしながら、奨学金制度を知らないまま何とかやり過ごしてきた世帯(事例20・Ⅲ女性)や、生活福祉資金を利用できず、アルバイトで費用を工面するために子どもが休学せざるを得なかった世帯(事例52・Ⅲ女性)があるなど、制度が必ずしも十分に機能していないことがインタビューからうかがわれた。

「パンフレットにはいいことを書いているが、実際には借りられないようにできているねと友人と話していた。母子の貸付に連帯保証人を2人連れてこいと言われた。できるわけがないでしょう」(事例33・Ⅲ女性)

事例33は、母子福祉資金や生活福祉資金を利用できず、消費者金融からの借入でしのいでいた時期がある。この事例以外にも、子どもの教育費用のために消費者金融やクレジットカードのキャッシングなど、より高利の借入を利用していた世帯は少なくない。母子福祉資金や生活福祉資金といった公的な貸付制度は、一般的な金融制度に乗り難い生活の不安定な世帯が、高利の貸付に流れるのを防ぐ役割を果たすものとしてできてきた経緯がある。しかしながら、現在、そうした役割を十分に果たせず—これは法や要綱上の問題だけではなく、運用上の問題も大きいのだが—、GCの生活再生貸付のような民間の事業がこれを補うという逆転現象が生じている。

教育費の問題など、子どもに関する心配が一段落すると、自身の今後の生活に対する不安がより強く感じられるようになる。特に「Ⅲ家計関係解消型」の女性たちには切実なものとして語られることが多かった。自身の親やきょうだいが、精神的な側面のみならず、物質的・金銭的な面でも、こうした女性たちの支えとなっていることが多

い。さらに、学校を卒業して働き始めた子が、母親である女性たちの支えとなっている事例も見られた。たとえば、先に示した事例 70 (Ⅲ女性) は現在、娘 2 人とアパートを借り、生活費を出し合って生活している。しかし、娘たちと何でも助け合い、話し合える関係にある一方で、「それでもやっぱり母親だから、3 人平等というわけではないです」とも話す。娘たちには「自分の人生は自分のものだから、決めるのは自分で決めなさい」と折に触れて話しているそうであり、生活の支え手として子をあてにし続けることは考えていないことがうかがわれる。同様の話は他の事例においても聞かれた。

「息子はずっと苦勞を見てきているので、本当にお金には堅実でいろいろと助けてくれます」。「子どもには将来のために貯金をさせたいのだけれど、奨学金の返済もあり、貯金はできていない」。「(自己破産をしているので) 何かアクシデントがあっても銀行からお金を借りられないことが今一番気になることです」。「(これから先) 年金の額が少なくて、子どもが結婚などして独立した時に、(自分の) 年金だけではひとり暮らしはしていけないということが心配です」。「子どもの結婚資金も準備してやれないし、何かあった時も奨学金が借金とみなされて子どもも銀行からお金を借りることができません。(子どもは) 貯金をしなければならないのだけれど、私が重荷になってできていないので、子どもがかわいそうでたまらない」(事例 33・Ⅲ女性)

生活を送るうえで頼りになる存在が複数いることは、一般的に考えれば「望ましいこと」である。しかし事例 33 のように、子に頼り続けなくてはならない(母) 親が、そのことを「子どもの人生を自分が制約してしまう」と負担に感じてしまうこともあるのは事実である。これは、現行の年金制度や母子寡婦福祉制度が、女性がひとりで家計や生活を維持し続けることを保障し得ないことの帰結でもある。

4. まとめと課題—社会構造を視野に入れた家計研究に向けて

本論文では、多重債務をはじめとした家計上の困難に陥った後、生活再生貸付の利用を経て、家計のたてなおしをしつつある人たちへのインタビューの分析を通して、以下について明らかにした。家計や借金のやりくりにおいて、女性たちは常に中心的な役割を担っていた。しかしながら、やりくりはしていても家計に関する決定権を持たない女性も多く見られた。特に、夫が借金を重ねていることに関与できないまま日々のやりくりをしなくてはならない女性や、家計に関する決定権の大部分を夫に握られた女性の困難が顕著であった。他方で、家計の問題を夫に知らせることが、妻の生存を脅かすようになりリスクとして妻に映る(さらにそれが現実のものとなり得る)こともあるということは、本研究で得られた重要な知見である。だが、そうした女性たちが、夫に明かさずに家計の問題に対応することは難しく、それは、「妻」ではない、夫とは独立した個人として、女性たちが利用できる制度がほとんどないことと関係していた。こうしたさまざまな家計上の問題や困難を抱える女性たちにとって、夫との家計関係を解消することが、問題の解決につながる場合も多いことも分かった。とは言え、家計関係を解消することは、新たに自分の家計を築かなくてはならないことを意味する。新たな家計を築くにも金銭が必要となる。女性たちがひとりで新たな家計を築き、それを維持していくための制度が不十分であることも示唆された。

今回は必ずしも分析と考察の対象として十分に扱うことはできなかったが、本論文においては、家計と女性を取り巻く社会制度の問題を強調してきた。それは、家計研究は、個別の「家計」の内容やあり方と、それに関わる人びとの行為にのみ焦点を当てるだけではなく、そうした家計のあり方や人びとの行為を規定する社会構造の問題を視野に入れたものである必要があると考えるためである。そうではない家計研究は、「家計の問題は個

人や家族に問題があるから発生するのだ」という言説を強化し、人びととりわけ女性たちを追いつめかねない（鳥山 2011）。

ファインマン（2004）は、子どもをはじめとする「『依存』を必要とする人」をケアする責任を果たす人（主に母親をはじめとする女性たち）が、ケアを行うために自分自身も他の人や社会的資源（夫や公的扶助制度等）に依存しなくてはならないことを、「二次的な依存」という言葉で説明した（Fineman 2004＝訳書 27-43）。たとえば、金融制度や税制度、社会保障・社会福祉制度といった家計に関わる諸制度が、女性を独立した個人として扱っていないとすれば、それは、その制度そのものが女性の「二次的な依存」を前提として、すなわち、「二次的な依存」者をあてにして成立しているのだと見ることができる。そして、そうした制度のあり方が、（すべてのとは言わないが、かなりの数の）女性に「二次的な依存」者であり続けることを余儀なくさせる。「二次的な依存」は夫妻間（家族内）のパワーを不均衡なものにする。パワーが著しく不均衡であるとき、女性はさまざまな形の暴力にさらされやすい。家計を取り巻く社会構造を公正の観点から一家計に関わる諸制度が「二次的な依存」者をあてにして成立していないか一常に問い返しなが、研究と議論をすすめていくことが重要である。

注

- 1) 近年は、夫妻関係満足度に貨幣配分パターンが与える影響に注目した研究も見られる（木村 2010 等）。
- 2) 本論文で使用した生活史のもととなったインタビュー調査は、グリーンコープ生活再生相談室が2011年10～12月に実施した。生活再生貸付利用者の現状と事業へのニーズの把握を目的としたアンケート調査（生活再生貸付を利用した386人を対象に2011年7月に実施）の際に、インタビュー調査に協力していただける方に連絡先を記載してもらい、電話にて調査の趣旨を説明したうえで、了解をいただけた70世帯を対象とした。調査内容は、調査協力

者の貸付前・貸付時・貸付後・現在の各期における仕事の状況、家族員の状況、社会関係の状況、及び、相談室での経験とその感想、事業への要望である。おおよそ1時間～2時間のインタビューであった。調査方法の詳細と結果の概要については調査報告書を参照されたい。

- 3) グリーンコープ生活再生事業は、多重債務をはじめとする家計問題の解決のために、「金銭教育事業」、「消費生活支援事業」、「生活再生相談事業」、「生活再生貸付事業」を一体的に運用する事業であり、2006年度に共済事業の一環として、全国の地域生協（購買生協）では初めて認可された。当初は組合員のみを対象とした事業であったが、2008年度より福岡県との共同事業が開始され、組合員以外にも対象を拡大した。現在は5県（福岡県、熊本県、大分県、山口県、長崎県）8か所に生活再生相談室が設置され、相談室の開設から現在（23年度）までに15,000件以上の電話相談と、9,000件以上の面接相談が実施され（うち6割が貸付希望の面談）、約1,400件の貸付が行われている。
- 4) たとえば、低所得世帯等を対象とした公的貸付制度である生活福祉資金においては、「連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者」とすることが制度要綱に定められている（要綱第8）。
- 5) 本論文の分析には限界が2点ある。第一に、インタビューに応じたのは夫妻のいずれか一方のみである事例が大部分を占めることである。パール（1989）が「同一の質問に対して夫と妻の回答の間にはしばしば大幅な不一致があった」（Pahl 1989＝訳書 65）と指摘するように、今回の70事例についても、回答者の妻や夫、あるいは他の家族員は、同じ事実について回答者とはまた異なる理解をしていることも考えられる。第二に、本論文では「夫妻間の家計に関する認識や関与とその共有」に着目して事例の分類を試みているが、調査設計時は「家計に関する認識や関与」を軸に据えていたわけでは必ずしもないため、「生活史」から読み取れる範囲での分析にとどまることである。これらの研究方法上の限界については、今後の課題としたい。
- 6) 事例6・Ⅲ男性（表4では⑥に分類）は、単身赴

任中にギャンブルをきっかけに借金を重ねるようになったが、妻には毎月決まった金額を（借金をも利用しながら）振り込み続けていた事例である。

7) この事例は、借金の存在が明らかになった時点では暴力は発生しなかったものの、ヤミ金からの借入を繰り返す「妻を殴ってしまった」という。そのことが直接の原因となって、妻とは離婚をしている。

文献

Fineman, M. A. (2004) *The autonomy myth: A theory of dependency*, The new press. (=2009、穂田信子・速水葉子訳『ケアの絆—自律神話を超えて』岩波書店)

グリーンコープ生活協同組合ふくおか・グリーンコープ生活再生相談室(2011)『生活再生貸付利用者の生活再生支援（家計管理指導等）に関する調査事業報告書』（平成22年度厚生労働省・社会福祉推進事業・第2重点型-7セーフティネット支援対策等事業）

——— (2012)『生活再生貸付利用者の生活再生支援（家計管理指導等）に関する第2次調査事業報告書』（平成23年度厚生労働省・社会福祉推進事業・第2重点型-7セーフティネット支援対策等事業）

家計経済研究所編(1992)『ザ・現代家計—家計の組織化に関する研究』大蔵省印刷局

木村清美(1999)「第4章 家計内の不平等と権力—離

別に至った夫妻のケース・スタディから」家計経済研究所編『ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査』大蔵省印刷局、59-68

——— (2000)「第7章 家計の中の夫婦関係」善積京子編『結婚とパートナー関係—問い直される夫婦』ミネルヴァ書房、168-190

——— (2010)「家計内の経済関係と夫妻関係満足度—「現代核家族調査」を使用して」『季刊家計経済研究』86、31-37

御船美智子(1990)「家計・家計管理概念の再検討」『季刊家計経済研究』8、34-48

宮坂順子(2008)『「日常的貧困」と社会的排除—多重債務者問題』ミネルヴァ書房

Pahl, J. (1980) Patterns of money management within marriage, *Journal of social policy*, 9(3), 313-335.

———. (1989) *Money & marriage*, Macmillan education Ltd. (=1994、室住真麻子・木村清美・御船美智子訳『マネー&マリッジ—貨幣をめぐる制度と家族』ミネルヴァ書房)

鳥山まどか(2011)「家計とエージェンシー」『教育福祉研究』17、21-22

(北海道大学大学院教育学研究院・助教)